

消費者の窓

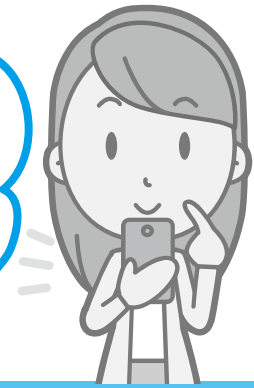
～第31号～

「消費者ホットライン」

局番なしの ☎188 (土・日・祝)
イヤヤ! 悪質商法

・越前市消費者センター
(☎22-3773)

・相談日時/
平日: 午前8時半～午後5時



こんなトラブルに遭遇してしまったら…

いやや!

ひとりで悩まず、消費者センター(☎188)に相談しましょう。

音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すればよいか分からない場合は、そのままお待ちください。最寄りの消費生活相談窓口などにつながります。



イメージキャラクター「イヤヤン」

事例 1

相談急増 はがきによる架空請求



- ・「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というはがきが届いた。訴訟や差し押さえなど書いてあるが、全く身に覚えがない。
- ・「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたはがきが届いた。電話をすると、弁護士を紹介された。紹介先へ連絡した方がよいのか。

事例 2

懸賞で当たった日帰りバス旅行で高額な商品を購入してしまった



よく利用している通販サイトから「無料日帰りバスツアーに当選した」というパンフレットが送られてきたので、友人と参加した。ツアー中、毛皮工場に立ち寄り、会議室のような場所で80万円もする高額な毛皮製品を勧められた。雰囲気や飲まれて購入してしまったが、契約を解除したい。

事例 3

テレビショッピングで注文したら定期購入だった



健康食品を購入し商品が届いた。その後、頼んでいないのに1カ月後も同じ商品が届いた。よく確認すると「定期お届けコース」になっていた。必要ないので解約したい。

事例 4

買い取られた貴金属もクーリング・オフできます



「不用品があれば何でも買い取る」と電話の後、業者が訪問。不要な洋服を見せたが「貴金属はないか」と言われた。指輪を見せると、業者は「指輪と洋服を2万円で買い取る」と言い、品物と引き替えに現金を置いて帰ってしまった。大切な指輪なので返してほしい。